

# 審 査 基 準

平成 7 年 1 0 月 1 日 作成

法 令 名：集団行進及び集団示威運動に関する条例
根 拠 条 項：第 2 条
処 分 の 概 要：集団示威運動の許可
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 次のいずれかに該当すると認められる場合を除くほか、許可するものとする。 (1) 実施の時間、場所又は方法等により、交通が著しく混乱することが明らかであるとき。 (2) 実施の時間、場所又は方法等により、県議会又は市町村議会の審議、裁判所の裁判権の行使その他官公庁等の事務が著しく阻害されることが明らかであるとき。 (3) 実施の時間、場所又は方法等により、人の生命、身体に危険が及び、財産に対する重大な損害が発生し、又は平穏かつ正常な社会生活が著しく乱されることが明らかであるとき。 (4) その他実施の時間、場所又は方法等により、公共の安全と秩序に対して直接の危険が及ぶことが明らかであるとき。
標 準 処 理 期 間： 当該集団示威運動等が公安の維持等に危険を及ぼすか否かを判断するために要する期間は、個々の事情により異なるため、定められない。
申 請 先：警察署
問 い 合 わ せ 先：島根県警察本部警備部警備課
備 考：